

4. 年金・手当

(1) 年金

事 業	内 容
<p>来訪による年金相談</p>	<p>年金相談の事前予約を実施しています。 お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談ができますので ぜひ、予約相談をご利用ください。 予約受付専用電話 0570-05-4890（ナビダイヤル）へお問い合わせください。 050 で始まる電話でおかけになる場合は 電話：03-6631-7521 受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後5：15 ※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 ・年金事務所 所在地はP119をご覧ください。 ・街角の年金相談センター名古屋 名古屋市中区椿町 1-16 井門名古屋ビル 2 階 ・街角の年金相談センター栄 名古屋市中区栄4-2-29 JRE 名古屋広小路プレイス8階 ○「街角の年金相談センター」は、全国社会保険労務士会連合会が運営しています。 ○「街角の年金相談センター」は対面による年金相談を行っています。電話による 年金相談は受け付けておりません。</p>
<p>電話による年金相談</p>	<p>1. 年金相談に関する一般的なお問い合わせ 「ねんきんダイヤル」 電話：0570-05-1165（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は 電話：03-6700-1165 受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けし ます。 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけま せん。</p> <p>2. 「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」 電話：0570-058-555（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は 電話：03-6700-1144 受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けし ます。 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけま せん。</p>

事 業	内 容
電話による年金相談	<p>3. 国民年金の加入に関する一般的なお問い合わせ 「ねんきん加入者ダイヤル」 電話：0570-003-004（ナビダイヤル） 050 で始まる電話でおかけになる場合は 電話：03-6630-2525 受付時間：月～金曜日 午前 8:30～午後 7:00 第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</p>
<p>※年金に関する一般的な質問と回答の掲載がホームページに載っていますので、参考にして下さい。 日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/</p>	
年金 （現制度） 老齢基礎年金	<p>国民年金の保険料を納めた期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）や保険料の納付を免除された期間等を合わせて、10年以上ある方が、原則として65歳になったときに受けられます。 平成29年8月1日から資格期間が25年（注1）から10年に変更になりました。 （注1 昭和5年4月1日以前生まれの方は生年月日により、21～24年に短縮されます。） 66歳以降の繰下げ及び60～64歳の繰上げ支給も請求できますが、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照） 日本年金機構 年金事務所（P119参照）</p>
障害基礎年金	<p>国民年金に加入している間または加入していたことがある方で日本国内に住所を有し、かつ60歳以上65歳未満の間に初診日のある病気やケガで重い障害が残ったときに受けられます。 ただし、一定の保険料を納めていることなどが必要です。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照） 日本年金機構 年金事務所（P119参照）</p>
特別障害給付金	<p>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者の方を対象に福祉的措置として、平成17年4月1日に施行されました。 〈支給の対象となる方〉 国民年金の任意加入対象者とされていた方で、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。 任意加入対象者とされていた方は以下のとおりです。 ①昭和61年3月以前に被用者年金制度に加入していた方の配偶者 ②平成3年3月以前の学生（定時制、夜間部及び通信制を除く。） なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象となりません。また、所得額等により支給が停止されることがあります。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照） 日本年金機構 年金事務所（P119参照）</p>

事 業	内 容
遺族基礎年金	<p>国民年金の加入者（厚生年金保険や共済組合の加入者を含む）または国民年金の保険料を納めた期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）や保険料の納付を免除された期間等を合わせて 25 年以上ある方が死亡したときに、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。ただし、一定の保険料を納めていることなどが必要です。</p> <p>子は18歳到達年度の年度末を経過してない方または20歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の障害のある方</p> <p>※その他に、寡婦年金、死亡一時金等があります。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照） 日本年金機構 年金事務所（P119 参照）</p>
（旧制度） 老齢年金	<p>国民年金の保険料を納めた期間や保険料納付が免除された期間等を合わせて、25 年（注 1）以上ある大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方、または昭和 61 年 3 月 31 日以前に他制度の老齢給付の受給資格が発生した方が原則として65歳になったときに受けられます。</p> <p>（注 1 昭和 5 年 4 月 1 日以前生まれの方は生年月日により 10 年～24 年に短縮されます。）</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照）</p>
老齢福祉年金	<p>昭和 36 年 4 月 1 日時点において 50 歳を超えている方、またはその時点において 45 歳以上 50 歳未満の老齢年金の受給資格要件を満たさない方で、保険料を納めた期間が 1 年未満であり、国民年金の保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて 4 年 1 ヶ月～7 年 1 ヶ月以上の期間がある方が 70 歳になったときに受けることができ、年額 406,100 円の年金が支給されます。ただし、所得額等により支給が停止されることがあります。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の国民年金担当課（P114～参照）</p>
厚生年金保険 （現制度） 老齢厚生年金	<p>厚生年金保険に加入したことがある方で、国民年金の老齢基礎年金の受給資格を満たした方が、65歳になったときに受けられます。</p> <p>ただし、厚生年金保険の加入期間が 1 年以上ある方は、当分の間、60歳から65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金が支給されます。昭和28年（女子は昭和33年）4 月 2 日以降に生まれた方は、生年月日に応じて受給開始年齢が61歳以降になりますが、60歳から受給開始年齢の前月までに請求することにより、「繰上げ受給の老齢厚生年金」（注 1）を受けることができます。この場合、老齢基礎年金もあわせて繰り上げ受給請求をする必要があります。</p> <p>（注 1 年金額は生涯にわたって減額されます。）</p> <p>※在職中の方については、年金額と給料・賞与により、年金の一部または全額が停止となる場合があります。</p> <p>※厚生年金保険の加入は、70歳までです。</p> <p>※雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、65歳前老齢厚生年金の支給は停止されます。また、厚生年金保険の被保険者の方で高年齢雇用継続給付を受給している間は、65歳前老齢厚生年金の一部が支給停止されます。</p> <p>《問い合わせ先》日本年金機構 年金事務所（P119 参照）</p>

事 業	内 容
障害厚生年金	<p>厚生年金保険に加入している間に初診日のある病気やケガで重い障害が残ったときに受けられます。ただし、一定の保険料を納めていることが必要です。</p> <p>《問い合わせ先》日本年金機構 年金事務所（P119 参照）</p>
遺族厚生年金	<p>厚生年金保険に加入している方、老齢厚生年金の資格期間が 25 年以上ある方等が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）が受けられます。ただし、厚生年金保険加入中の方が死亡したときには、一定の保険料を納めていることなどが必要です。なお、夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻は 5 年間の有期給付です。</p> <p>※子、孫は、18 歳到達年度の年度末を経過していない方または20歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の障害のある方</p> <p>※夫、父母または祖父母は 55 歳以上（支給開始は 60 歳から）</p> <p>《問い合わせ先》日本年金機構 年金事務所（P119 参照）</p>
（旧制度） 老齢年金	<p>大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方または昭和 61 年 3 月 31 日以前に旧厚生年金保険法、他制度の老齢給付の受給資格が発生した方で、厚生年金保険の加入期間が 20 年以上あるか、40 歳（女子は 35 歳）以降の加入期間が 15 年以上ある方が、60 歳（女子は 55 歳）以降に受けられます。</p> <p>《問い合わせ先》日本年金機構 年金事務所（P119 参照）</p>
<p>旧制度においては、国民年金、厚生年金保険等のそれぞれの加入が 1 年以上ある期間を通算して年金を受ける通算老齢年金があります。平成 29 年 8 月 1 日からは、通算対象期間を合算して 10 年以上あれば通算老齢年金を受け取ることができるようになりました。</p>	

(2) 手当

事業	内容	対象者
<p>特別障害者手当の支給</p>	<p>精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有し、IQ20以下の方、または常時介護が必要な精神障害を有する方 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方若しくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方またはIQ20以下の方、若しくは、これと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方 →国手当額 月額27,980円 上記のうち次の方には県の手当を加算 身体障害1～2級の障害を有し、かつIQ35以下の方 月額6,850円 身体障害1～2級の障害を有する方またはIQ35以下の方 月額1,050円 《支給時期》2、5、8、11月 ※所得制限があります。 <p>《問い合わせ先》市区町村の障害者福祉担当課（P114～参照）</p>	<p>重度の障害のある方</p> <p>施設入所（特別養護老人ホームを含む。）されている方及び三ヶ月入院されている方は除きます。</p>
<p>在宅重度障害者手当の支給</p>	<p>在宅の重度障害者の方に手当を支給します。ただし、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害1～2級でIQ35以下と判定されている方 月額15,500円 身体障害1～2級またはIQ35以下と判定されている方 身体障害3級でIQ50以下と判定されている方 月額6,750円 <p>※ただし、65歳以上で新たに障害者となられた方は対象外 《支給時期》4、8、12月※所得制限があります。</p> <p>《問い合わせ先》市区町村の障害者福祉担当課（P114～参照）</p>	<p>重度の障害のある方</p> <p>施設入所（介護保険施設を含む。）されている方、三ヶ月入院されている方及び特別障害者手当・経過的福祉手当を受給されている方は除きます。</p>